平成２４年（フ）第５２号
金沢市西泉２丁目35番地
債務者　橘　　康一
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７９号
石川県河北郡津幡町字太田ろ190番地１　リザイアⅢ201号、従前の住所石川県河北郡津幡町字潟端232番地１
債務者　川合　和雄（旧姓野﨑）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８５号
石川県小松市土居原町504番地１、従前の住所石川県白山市中町68番地１
債務者　中村　幸次
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８８号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｇ６棟404号、従前の住所石川県羽咋市大川町２丁目138番地１
債務者　藤谷　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８９号
金沢市神宮寺２丁目６番10号　ラピスⅡ101号、従前の住所金沢市末町14の58番地８
債務者　西田　宣洋
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９７号
石川県白山市森島町い84番地69
債務者　中野　清市（旧姓柴田・山口）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２号
石川県鳳珠郡能登町字松波ニ字２番地55　枇杷坂団地２号棟５号、従前の住所石川県金沢市小坂町南661番地
債務者　吉尾　雄太
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第５６号
山梨県甲府市大里町3463番地31
債務者　深沢由美子（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
山梨県甲府市湯田２丁目13番16号　ラクセスⅠ101
債務者　和田　一浩
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
山梨県中央市井之口67番地４　ハイツサンバード207
債務者　飯室　幸仁
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９４号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋７丁目172番地の１
債務者　田島工業こと　田島　仁志
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５３号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋７丁目172番地の１
債務者　田島千絵美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町中蜂屋222番地２スカイヒル101号
債務者　兼松美枝子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２９号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩818番地１
債務者　小栗拓也こと　石田　拓也
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３０号
岐阜県美濃加茂市加茂野町木野1111番地ヴァンヴェール７号室
債務者　堀川　智大
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４４６号
愛知県半田市新生町１丁目65番地
債務者　渡辺友加里こと　渡邉友加里（旧姓権田）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２号
三重県伊賀市上野茅町2709番地の３、前住所三重県伊賀市東高倉2378番地の168
債務者　井上　博司
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
津地方裁判所伊賀支部